

# 令和6年度

## 保育園・認定こども園（保育部分）入園申込みのご案内

岩倉市健康こども未来部

こども家庭課 保育グループ

問合せ先 0587-50-0372（直通電話）

子ども・子育て支援法に基づき、保育を希望する保護者の方に、教育・保育給付認定の2号又は3号認定を受けていただく必要があります。

### 1 認定区分

#### ●教育・保育給付認定（2号認定）

満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し保育を希望される場合

#### ●教育・保育給付認定（3号認定）

満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し保育を希望される場合



### 2 申込み年齢区分

令和6年4月1日現在の年齢で申請してください。

年齢区分	生年月日	最長利用申請期間
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日 (2018年) (2019年)	令和6年4月1日～令和7年3月31日
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日 (2019年) (2020年)	令和6年4月1日～令和8年3月31日
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年) (2021年)	令和6年4月1日～令和9年3月31日
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年) (2022年)	令和6年4月1日～令和10年3月31日
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年) (2023年)	令和6年4月1日～令和11年3月31日
0歳児	令和5年4月2日～ (2023年)	令和6年4月1日～令和12年3月31日

※出生前の入園予約は受け付けておりません。

### 3 利用施設

#### ●保育園

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。

設立	保育園名	所在地	電話	受入年齢
公立	中部保育園	本町畑中 65	37-0416	1～5歳児
	北部保育園	石仏町稲葉 144-24	37-2705	1～5歳児
	南部保育園	大地町小森 5	37-2605	0～5歳児
	東部保育園	大市場町順喜 11	37-0916	0～5歳児
	西部保育園	西市町二本木 19-8	37-3835	1～5歳児
	仙奈保育園	東町仙奈 158	66-2907	0～5歳児
	下寺保育園	下本町下寺廻 107-1	66-3309	0～5歳児
社会福祉法人 曾野福祉会	こどもの森保育園	曾野町宮前 35	66-8887	0～2歳児

※令和元年度から公立保育園全園で、3・4・5歳児が同じクラスと一緒に過ごす異年齢保育を実施しています。

※北部保育園と仙奈保育園は、令和9年度に統合される予定です。

#### ●認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持つ施設です。

設立	認定こども園名	所在地	電話	受入年齢	
学校法人 曾野学園	曾野第二幼稚園 子どもの庭保育園	稲荷町大摩 46 稲荷町大摩 45-1	37-1069	教育	満3～5歳児
			81-9898	保育	0～2歳児
学校法人 岩倉学園	岩倉北幼稚園	神野町平久田 31	66-7271	教育	満3～5歳児
			81-8281	保育	1～5歳児
学校法人 愛知ゆうか学園	ゆうか幼稚園	東町掛目 158	37-6519	教育	満3～5歳児
			37-6670	保育	1～5歳児

※保育部分の入園基準および保育料については保育園と同じです。

#### ●地域型保育(小規模保育所)

家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行います。

設立	小規模保育所名	所在地	電話	受入年齢
社会福祉法人 曾野福祉会	こどものまち保育園	本町一丁田 27-2	38-6003	0歳児
学校法人 愛知ゆうか学園	ゆうか さいち保育室	西市町東畑田 38-3	65-7010	0～2歳児

※入園基準及び保育料については保育園と同じです。

※こどものまち保育園は小規模保育所(0歳児のみ)のため、翌年度以降は連携施設(こどもの森保育園、認定こども園曾野第二幼稚園子どもの庭保育園)への入園が優先されます。

※ゆうか さいち保育室は小規模保育所(0～2歳児)のため、3歳児以降は連携施設(ゆうか幼稚園)への入園が優先されます。

## 4 保育の必要性の認定事由と必要な証明書類

保育を希望される場合は教育・保育給付認定の2号又は3号認定を受ける必要がありますが、この認定には保護者(父・母)のいずれもが次のいずれかの事由に該当することが必要です。

申請書提出後、退職や妊娠などで状況が変わった場合は、こども家庭課に必ず申し出てください。申し出なく状況が変わっていることが分かった場合、入園決定の取消又は退園になることがあります。(入園後も毎年、父母の必要事由の証明書類等を提出していただき現況を確認します。)

保育が必要な事由	保育の実施期間	必要な証明書等
1 就労	就労している期間 (月に60時間以上)	・市指定の就労証明書 ※雇用の形態が「自営業主」等、自身で証明書類を作成する方は、 <u>原則、直近の確定申告書のコピーの添付が必要</u> です。
2 妊娠、出産	出産予定日の8週間前の月の初日から出産(予定)日の8週間後の月末まで	・出産予定日の確認できる診断書 ・母子健康手帳(氏名、出産予定日の部分)のコピー
3 疾病、障害	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害があり、保育が困難と認められる期間	・保育が困難な状態が確認できる診断書 (※ <u>家庭で育児することが困難である旨が明記</u> されているもの) ・身体障害者手帳等のコピー
4 介護、看護	同居または長期入院等している親族を常時介護または看護する必要があると認められる期間	・常時介護が必要な状態が確認できる診断書 ・要介護者は介護保険証のコピー
5 災害の復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に必要な期間	・罹災証明書等
6 求職活動	最長3か月 (就労する意思があり、求職活動を継続的に行っていること)	・求職活動状況のわかる申立書 ・ハローワークの受付票(ハローワークカード)のコピー等
7 就学	学校教育法に規定する学校や専修学校、各種学校に就学する期間。または、職業能力開発促進法に規定する訓練等を受けている期間。	・在学証明書 ・就学期間、訓練期間等のわかる証明書
8 その他	上記1～7に類する状態にあると市長が認めた期間	・保育不可能な状態にあると確認できる証明書等

※祖父母の就労証明等の提出はいりません。

※育児休業を要件とした新規入園の利用申込はできません。

ただし、在園児(2歳児クラス以上)は要件とすることができます。

## 5 認定申請・入園申込みの手続き

### ・提出書類

- ①教育・保育給付認定申請書兼入園申込書(児童1人につき1枚提出してください。)
- ②保育施設入所に関する調査票(児童1人につき1枚提出してください。)
- ③父母それぞれの保育が必要な事由を証明する必要証明書類(3ページを参照し、入園時点の状況を証明できる書類を提出してください。)

なお、兄弟で同時に入園をご希望の場合は、③の書類は児童1人分で差し支えありません。

申請時に岩倉市に未転入の人は、転入後の住所が分かる書類が必要な場合があります。

### 【令和6年度 4月入園】

・令和6年4月からの入園申込は、**令和5年10月2日(月)から10月6日(金)までの期間**で、下記日程表のとおり受付を行います。第1希望園によって、申込み受付場所が異なりますのでご注意ください。

受付当日は、書類の提出のみで児童面接は行いません。児童面接日は、後日お知らせします。

※私立の保育施設の児童面接については、各施設にお問い合わせください。

●第1希望が公立保育園の場合は、市役所こども家庭課へ申し込んでください。

受付月日	電話番号	受付場所	受付時間
10月2日(月)～6日(金)	(0587)50-0372	こども家庭課 (市役所6階)	8:30～17:15

※公立保育園の申込みについては郵送でも提出いただけます。

#### 送付先住所

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地 岩倉市役所 こども家庭課保育グループ

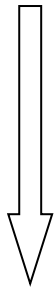
- ・郵送で提出される場合は、必ず事前に市役所こども家庭課へご連絡ください。
- ・郵送で提出される場合でも受付期間内に必着となるようご注意ください。
- ・郵送料につきましては、申請者をご負担ください。

●第1希望が私立の保育施設の場合は、各施設に申し込んでください。

保育施設名	電話番号	受付期間	受付時間
曾野第二幼稚園 子どもの庭保育園	(0587)81-9898	10月2日(月)～6日(金)	9:00～11:30 13:30～16:00
岩倉北幼稚園	(0587)81-8281		
ゆうか幼稚園	(0587)37-6670		
こどもの森保育園	(0587)66-8887		
こどものまち保育園	(0587)38-6003		
ゆうか さいち保育室	(0587)65-7010		

※申込書を提出する際は、必ず事前に施設へご連絡ください。

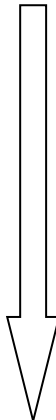
- ・9月1日～9月29日 入園申込書類配布(市役所6階のこども家庭課では10月以降も配布します。)
- ・10月2日～10月6日 入園申込 市役所こども家庭課または私立保育施設に必要書類を提出



**書類確認期間** 提出された書類に不備や不足があった場合はご連絡します。

**児童面接日程通知** 10月中旬から下旬に児童面接の日程を郵送にて通知します。  
※私立保育施設の児童面接については、各施設にお問い合わせください。

- ・11月中 児童面接 第1希望の保育施設において、お子さんの様子を見せていただきます。  
公立保育園の面接は11月1日～10日(土・日・祝日除く)のいずれかになる予定です。



**入園審査** 提出された書類をもとに保育の必要性を審査し優先度を決定します。

**利用調整** 優先度に応じて、原則として、第1希望から第3希望の施設をご利用いただけるように利用調整をおこないますが、第3希望までの施設の利用が難しい場合や入園が難しい場合には、12月末までにこども家庭課からお電話でご連絡いたします。

- ・令和6年2月1日 入園決定通知書発送(予定)

## 【令和6年度 途中入園】

- ・5月以降、毎月1日を入園日として途中入園の申込を受付しています。
- ・入園を希望する月の前月の10日(10日が土、日、祝日の場合は直前の平日)までに、申請書類一式を提出してください。

### ●申請書類提出先(公立、私立ともに)

電話番号	受付場所
(0587)50-0372	こども家庭課(市役所6階)

- ・申請の有効期限は、令和7年3月入園の申込期限までです。
- ・令和7年4月以降の入園については、別に申請する必要があります。令和6年9月までに入園できていない場合は、令和7年度4月入園の申請をご準備されることをお勧めします。

- ・入園希望月の前月の10日まで 入園申込 市役所こども家庭課に必要書類を提出



- ・入園希望月の前月の中旬 入園審査 提出された書類をもとに保育の必要性を審査します。



- ・入園希望月の前月の15日～20日頃 入園審査の結果をお電話にてお知らせします。  
入園ができなかった場合、育児休業を延長する人には、保留決定通知を郵送します。

## 6 利用者負担額（保育料）

- ・利用者負担額(保育料)は、4月分から8月分までは前年度市民税額によって、9月分以降は当年度市民税額によって決定します。課税状況を調査するため、認定申請書の裏面の「④税情報等の閲覧等に当たっての同意欄」に署名をお願いします。市外から岩倉市への転入などで課税情報を確認できない場合は、市町村民税が確認できる資料を入園決定後に提出していただく場合があります。
- ・保育料は、毎月、その月分を月末までに納付していただきます。納付は口座振替により行います。入園決定後に口座振替依頼書をお渡ししますので、提出をお願いします。
- ・保育園と認定こども園の保育料は同じですが、保育料の納付先については、公立保育園、こどもの森保育園は岩倉市へ納めていただき、認定こども園、小規模保育所は各園へ納めていただきます。

### 【0～2歳児】

利用者負担額(保育料)月額表

(単位:円)

階層区分		0-2歳児				
				ひとり親世帯等		
		短時間 (8H)	標準時間 (11H)	短時間 (8H)	標準時間 (11H)	
第1	生活保護	0	0	0	0	
第2	市民税非課税	0	0	0	0	
第3	市民税:均等割のみ	6,500	6,800	2,750	2,900	
第4	市民税課税 (所得割)	5,000 円未満	7,600	7,900	3,300	3,450
第5		25,000 円未満	9,000	9,400	4,000	4,200
第6		48,600 円未満	10,000	10,400	4,500	4,700
第7		51,000 円未満	10,100	10,500	5,050	5,250
第8		58,000 円未満	12,000	12,500	6,000	6,250
第9		67,000 円未満	14,300	14,900	7,150	7,450
第10		77,101 円未満	18,600	19,400	9,000	9,000
		85,000 円未満			18,600	19,400
第11		103,000 円未満	24,600	25,700	24,600	25,700
第12		121,000 円未満	31,000	32,400	31,000	32,400
第13		139,000 円未満	38,200	39,900	38,200	39,900
第14		157,000 円未満	42,800	43,700	42,800	43,700
第15		169,000 円未満	43,500	44,400	43,500	44,400
第16		211,000 円未満	46,000	48,100	46,000	48,100
第17	256,000 円未満	49,700	52,000	49,700	52,000	
第18	301,000 円未満	51,400	53,700	51,400	53,700	
第19	301,000 円以上	53,700	56,200	53,700	56,200	

- ☆ 年齢は令和6年4月1日現在とします。その年齢は令和6年度中に限り変更しません。
- ☆ 4月分から8月分までは令和5年度市民税額、9月分以降は令和6年度市民税額の父と母の合計額で算定します。
- ☆ 住宅取得控除、配当控除、外国税額控除等を行う前の税額を使います。

☆ 子どもが2人以上いる世帯の負担軽減について

○第3階層～第8階層のうち市民税所得割の額が 57,700 円未満の世帯

年齢が高い方から数えて2人目は半額、3人目は0円となります。(年齢制限はありません。)

○第8階層のうち市民税所得割の額が 57,700 円以上の世帯～第19階層

幼稚園、保育園、認定こども園等を同時に利用する最年長の子ども(小学校就学前)で年齢が高い方から数えて2人目は半額、3人目以降については0円となります。

○18歳未満の児童が同一世帯に3人以上おり、そのうち3歳未満の児童が1人以上いる世帯

年齢が高い方から数えて3人目以降の3歳未満児について、市民税所得割の額が 97,000 円未満の世帯は0円、同 301,000 円未満の世帯は半額となります。

- ☆ ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯で、第3階層～第10階層のうち市民税所得割の額が 77,101 円未満の場合は減額があります。なお、ここに該当する世帯で子どもが2人以上いる場合は、第2子以降は0円となります。年齢制限はありません。

### 【3～5歳児】

- ☆ 3歳児から5歳児までの子どもの保育料は無償です。

- ☆ 通園送迎費、給食の主食にかかる主食費、給食のおかずやおやつ等にかかる材料費(副食費)、行事費などは保護者の負担になります。ただし、以下の場合には給食費が免除されます。

○保護者の市民税所得割の額が 57,700 円未満の世帯

(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯は 77,101 円未満)

○小学校就学前の児童で年齢が高い方から数えて第3子以降に当たる児童

※令和6年度の給食費は、公立保育園は 5,500 円(副食費 4,700 円+主食費 800 円)です。

※公立保育園の給食費の金額について、物価高騰等の影響により、今後変更になる可能性があります。

※私立認定こども園については各施設での設定金額となりますので各施設にお問い合わせください。

## 7 障がい児保育

- ・3歳児以上で心身に障がい(中・軽度)がある児童を対象に実施しています。

※公立保育園全園で実施していますが、施設や職員配置の状況によりご希望に添えない場合があります。

## 8 開園時間・利用時間・保育の必要量の認定

- すべての園の開園時間は午前7時30分から午後7時までです。
- 実際に利用できる時間(利用時間)は、午前8時30分から午後4時30分までを基本として、勤務時間と通勤時間を考慮して、開園時間の範囲内で市及び園が決定します。
- 決定された利用時間に応じて、次のいずれかの保育必要量の認定を受けます。

### ①【標準時間認定】 1日あたり最長11時間

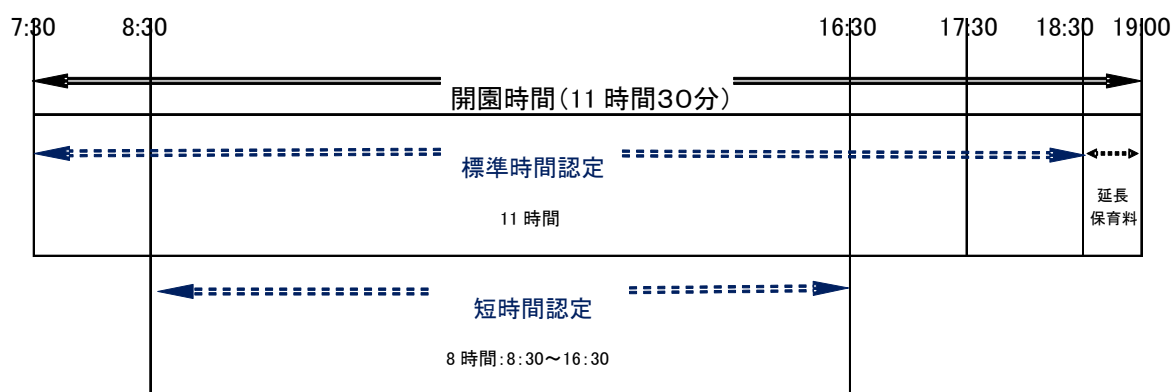
利用時間は最長で午前7時30分から午後6時30分までです。

※利用時間が午前8時30分から午後4時30分までの間に収まらない場合は、原則として標準時間認定です。

### ②【短時間認定】 1日あたり最長8時間

利用時間は午前8時30分から午後4時30分までです。

※妊娠・出産、疾病・障害、求職活動、育児休業については原則として短時間認定です。



※認定を受けた時間を超えると延長保育となります。

## 9 延長保育料

保育時間認定区分	延長保育時間	日額
標準時間	午後6時30分から午後7時まで	50円
短時間	午後5時30分から午後6時まで	50円
	午後5時30分から午後6時30分まで	100円
	午後5時30分から午後7時まで	150円

- 利用日数に応じての支払いで、利用した月の翌月の月末が納期限となります。
- 延長保育料の納付先については、公立保育園は岩倉市へ納めていただき、こどもの森保育園、小規模保育所、認定こども園は各園へ納めていただきます。
- 公立保育園で保育料の納付のために口座振替のお手続きをいただいている場合は、その口座から口座振替を行います。



## 10 保育園送迎ステーション

岩倉駅前の岩倉市保育園送迎ステーションから、朝、専用車両で巡回して、在籍する保育施設までお送りします。また、夕方、保育施設を巡回して送迎ステーションまでお子さんを送り、保護者の方にお渡しします。この事業は、自宅から遠い保育園に入園された場合などにご利用いただけます。

※車両の定員の都合により、利用できない場合やご希望の時間にお受けできない場合があります。

※利用決定は、申し込みいただいた人の必要性を審査したうえで決定します。

### ●送迎時間と利用料金 (月額)

送り時間	午前7時30分から午前9時30分までの間の運行	送り利用料金	1,250円
迎え時間	午後4時から午後7時までの間の運行	迎え利用料金	1,250円

※利用できる児童は、1歳児クラス以上です。

### ●令和6年度 4月からの利用の申込み

申込期間:令和6年1月9日～令和6年2月9日

申込先:保育園送迎ステーション(こどものまち保育園併設) 電話0587-38-6003

※利用申請書はこども家庭課又は送迎ステーションでお渡しします。

※申込期間を過ぎた場合も空きがあれば随時受け付けをします。

### ●令和6年度 途中からの利用の申込み

申込期間:随時受付

申込先:保育園送迎ステーション(こどものまち保育園併設) 電話0587-38-6003



岩倉市子育て向けサイト  
保育園送迎ステーション QR コード

教育・保育給付認定申請書(兼入園申込書)

申請書の提出日

令和 5年 10月 2日

岩倉市長 殿

保護者の代表者の氏名

保護者氏名 **岩倉 太郎**

次のとおり、教育・保育給付認定申請(入園申込)をします。

申請児童	(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	入園希望年度 4月1日現在	障害者 手帳
	<b>イワクラ ジロウ</b> <b>岩倉 次郎</b>	<input checked="" type="radio"/> 男 ・ 女	令和 4年 4月 15日	1 歳	有 ・ 無
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2				
保護者	現住所	岩倉市栄町一丁目66番地			
	連絡先	自宅電話	0587-11-2222	携帯電話	(父) 090-1234-1234 (母) 080-2222-3333
保育の利用の希望の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 : 保育園、認定こども園(保育部)において保育の利用を希望する場合 <input type="radio"/> 無 : 認定こども園(教育部)の利用を希望する場合				

令和 6年 4月 現在の状況

①世帯内(申請児童を除く。記入欄が不足する場合は裏面のその他の世帯員を記入してください。)

区分	名 番 号	児童との続柄	生 年 月 日	性別	職 業 学校名等	備 考
児童の世帯員	<b>太郎</b> 3 4 5 6 7 8	父	昭和60年 4月 8日	<input checked="" type="radio"/> 男 女	会社員	単身赴任
	<b>花子</b> 1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3	母	平成元年 9月 5日	男 <input checked="" type="radio"/> 女	看護師	
		兄	平成29年10月 1日	<input checked="" type="radio"/> 男 女	△△小学校	
		祖母	昭和30年 2月25日	男 <input checked="" type="radio"/> 女	無職	

住民票上は別世帯でも、同じ住所に同居している人は全員記入してください。

同じ世帯にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた方、国民年金の障害者基礎年金等の受給者の方を指します。

家庭状況  右記以外 ・  ひとり親家庭

在宅障害児(者)の有無  いない ・  いる (該当者氏名 )

生活保護の適用の有無  適用無し ・  適用有り ( 年 月 日保護開始)

令和5年1月1日時点の住所地  
父: **東京都足立区〇〇1-12 △△マンション801号**  
 現住所と同じ  
母:  現住所と同じ

令和5年1月1日現在で岩倉市に住民票がなかった場合、その時点での住所地を記入してください。

②希望する施設

・認定こども園(保育部)や保育園、小規模保育所を混せて書くことができます。  
・第3希望まで全て記入してください。第1希望のみ第1・2希望のみ記入しても審査で優先されることはありません。  
・希望理由が審査に影響することはありません。自由に記入してください。

希望する施設	希望理由
〇〇保育園	自宅から距離が近い
認定こども園△△幼稚園	兄弟が普通通っていたため
××保育園	通勤経路上にあり、通園しやすい

小学校就学前 まで  年 月 日 まで

③税情報等の閲覧等に当たっての同意欄

市が保育園・認定こども園等の利用者負担額の決定及び副食費の免除の可否の決定に必要な市区町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、また、この情報に基づき決定した利用者負担額及び副食費の免除の可否について、施設に対して提示することに同意します。

内容を確認し、ご同意のうえ、署名してください。

岩倉 太郎

保護者氏名

④保育の利用を必要とする理由等 (認定こども園(教育部)の利用を希望する場合は記入不要です。)

続柄	父	保育を必要とする理由	続柄	母	保育を必要とする理由
①	就労	月に( <b>180</b> 時間)	①	就労	月に( <b>180</b> 時間)
2	妊娠・出産	出産予定日( 年 月 日)			
3	疾病・障害	( )			
4	介護等	( )			
5	災害復旧	( )	5	災害復旧	( )
6	求職活動	( )	6	求職活動	( )
7	就学	学校名( )	7	就学	学校名( )
8	その他	( )	8	その他	( )
勤務先 (株)〇〇商事			勤務先 △△病院		
勤務時間	平日	午前 <b>8時30分</b> ~ 午後 <b>17時30分</b>	勤務時間	平日	午前 <b>9時00分</b> ~ 午後 <b>18時00分</b>
	土曜日	午前 時 分 ~ 午後 時 分		土曜日	午前 時 分 ~ 午後 時 分
備考			備考		
希望する利用時間		平日 午前 <b>8時30分</b> ~ 午後 <b>18時30分</b>			
		土曜日 午前 時 分 ~ 午後 時 分			

時間数は就労証明書を参考に記入してください。証明書に記載された時間数が週の時間の場合は4倍した時間数を記入してください。

その他の世帯員

区分	氏名		年 月 日	男・女		
	個人番					
児 童 の 世 帯 員			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		

- ・原則、遅く送っていただける方、早くお迎えに来れる方が送迎をしてください。
- ・勤務時間に通勤時間を加えた時間を記入してください。
- ・土曜日保育は原則として、ご両親とも土曜日に就労される方に限ります。

\*施設記載欄(施設を経由して市に提出する場合)

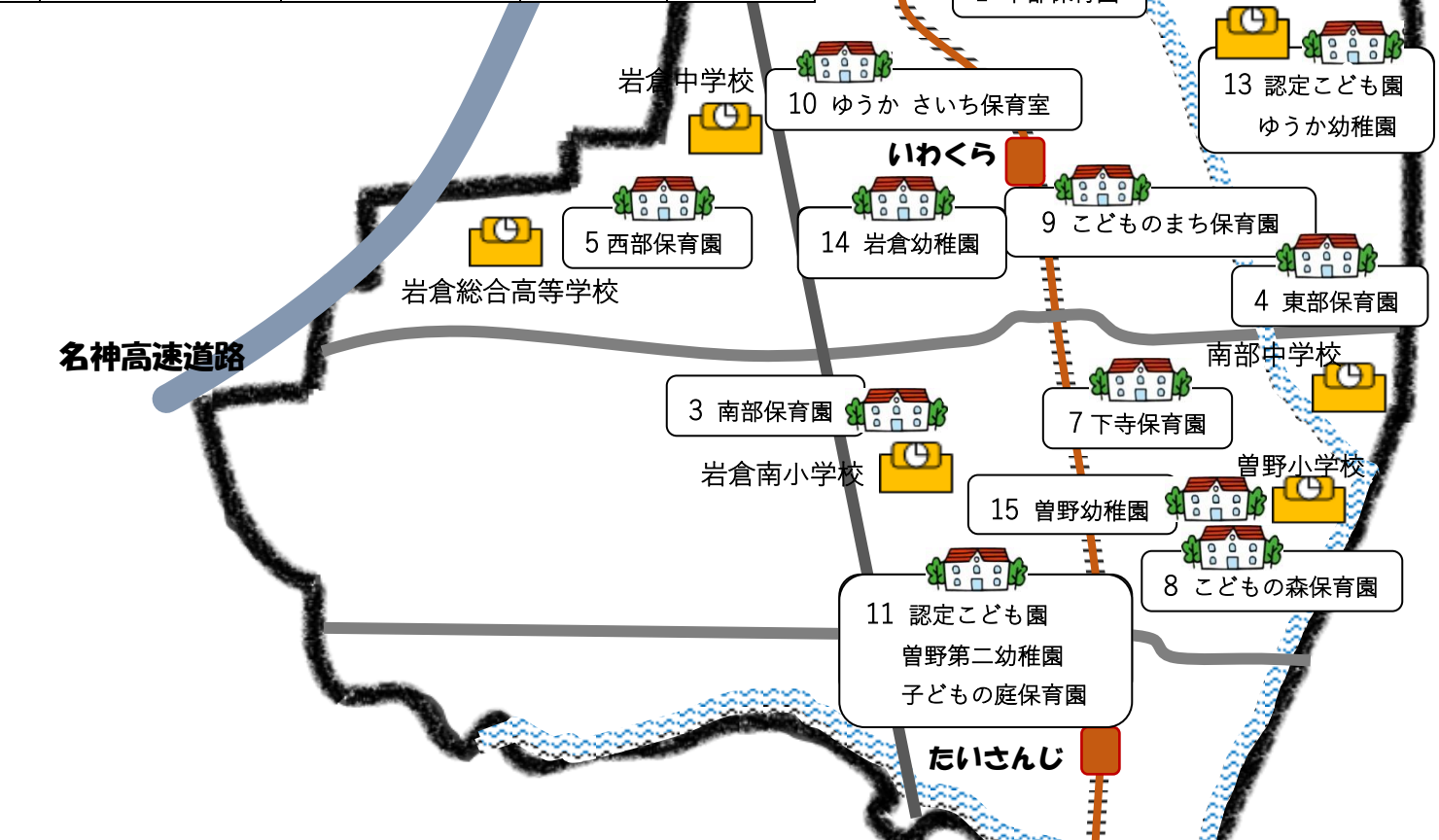
受付年月日	年 月 日
-------	-------

施設名	
入園契約(内定)の有無	
備考	

	公立保育園	所在地	電話番号	受入年齢
1	中部保育園	本町畑中 65	37-0416	1～5 歳児
2	北部保育園	石仏町稲葉 144-24	37-2705	1～5 歳児
3	南部保育園	大地町小森 5	37-2605	0～5 歳児
4	東部保育園	大市場町順喜 11	37-0916	0～5 歳児
5	西部保育園	西市町二本木 19-8	37-3835	1～5 歳児
6	仙奈保育園	東町仙奈 158	66-2907	0～5 歳児
7	下寺保育園	下本町下寺廻 107-1	66-3309	0～5 歳児
	私立保育園	所在地	電話番号	受入年齢
8	こどもの森保育園	曾野町宮前 35	66-8887	0～2 歳児
	小規模保育所	所在地	電話番号	受入年齢
9	こどものまち保育園	本町一丁田 27-2	38-6003	0 歳児
10	ゆうか さいち保育室	西市町東畑田 38-3	65-7010	0～2 歳児

名神高速道路

R155



	認定こども園	所在地	電話番号	受入年齢
11	曾野第二幼稚園 子どもの庭保育園	稻荷町大摩 46、45-1	37-1069 81-9898	教育：満 3～5 歳児 保育：0～2 歳児
12	岩倉北幼稚園	神野町平久田 31	66-7271 81-8281	教育：満 3～5 歳児 保育：1～5 歳児
13	ゆうか幼稚園	東町掛目 158	37-6519 37-6670	教育：満 3～5 歳児 保育：1～5 歳児
	幼稚園名	所在地	電話番号	受入年齢
14	岩倉幼稚園	中央町 1-45-1	37-2601	満 3～5 歳児
15	曾野幼稚園	曾野町宮前 402	66-2488	満 3～5 歳児